

(身体検査) 第十三条 国土交通大臣は、水先人が心身の障害により水先業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものでないかどうかを確かめるために、毎年、水先人の身体検査を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項を確かめるため必要があると認めるときは、いつでも当該水先人の身体検査を行うことができる。

3 前二項の身体検査の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
第二節 登録水先人養成施設等

(水先人養成施設の登録)

第十四条 第五条第一項第二号の登録は、水先人養成施設における水先人の養成を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第十五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一次に掲げる施設及び設備を用いて水先人養成施設における水先人の養成が行われるものであること。

イ 講義室
ロ 実習室
ハ 実習用船舶
ニ 操船シミュレータ
ホ 水路図誌
ト 天気図

ト語学練習装置又は視聴覚教材を使用するために必要な設備
チ 水先業務に関する英会話を録音した視聴覚教材
リ 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材

二 次に掲げる条件のいずれにも適合する講師により水先人養成施設における水先人の養成が行われるものであること。
イ 先人の養成に関する事務に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けた後、年を経過しない者でないこと。
ロ 過去二年間に水先人養成施設における水先人の養成に関する事務に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けた後、年を経過しない者でないこと。

ハ 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(登録水先人養成事務の実施に係る義務) 第十七条 登録水先人養成実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録水先人養成事務を行わなければならない。

第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録水先人養成事務規程)

第十九条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務の開始前に、登録水先人養成事務の実施に関する規程(以下「登録水先人養成事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、その登録をしてはならない。

この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者に該当する者は、その登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者に該当する者は、その登録を取り消してするものとする。

三 法人であつて、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する事務(以下「登録水先人養成事務」という。)を行つた者(以下「登録水先人養成実施機関」といいう。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者に該当する者は、その登録を取り消してするものとする。

三 登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録水先人養成施設における水先人の養成を行つた者(以下「登録水先人養成実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録水先人養成施設における第四条第二項各号に掲げる資格及び水先区に応じて国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十六条 第五条第一項第二号の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力失う。

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求をしているときは、当該書面の記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は譲写の請求。

二 前号の書面の譲本又は抄本の請求している場合は、当該電磁的記録をもつて作成された事項を国土交通省令で定める方法により表示するものがないときは、當該書面の記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示する。

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されており、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示する。

四 前号の電磁的記録には、當該電磁的記録に記録された事項を电磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)で表示するものと、他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう)により提供するとの請求又は當該事項を記載した書面の交付の請求。

(改善命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録水先人養成施設が第十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水先人養成施設における水先人の養成の方法、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する料金の規程」という。を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。

この他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(登録水先人養成事務の休廃止)

第二十条 登録水先人養成事務規程には、登録水先人養成事務の開始前に、登録水先人養成施設における水先人の養成の方法、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する料金の規程」という。を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。

他の他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

この他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(登録水先人養成事務の休廃止)

第二十一条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十二条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が第十五条第一項各号のいずれかに適合しないときは、その登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務の改善に関するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十三条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が次の各号のいずれかに該当するとき

は、第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

(登録の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が次の各号のいずれかに該当するとき

は、第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

(登録の取消し等)

第二十五条 登録水先人養成実施機関は、国土交通省令で定めるところにより第五条第一項第二号の規定による請求を受けたとき。

二 第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五条第一項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十六条 第五条第一項第二号の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力失う。

五 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

録水先人養成事務に関する国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第二十六条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務に関する報告させ、又はその職員に、登録水先人養成実施機関の事務所に立ち入り、登録水先人養成事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができるもの。

第二十七条 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第二十八条 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(国土交通大臣による水先人の養成)

第二十九条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関がないとき、第二十条の規定による登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は登録水先人養成実施機関に対し登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録水先人養成実施機関が天災その他の事由により登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、水先人の養成に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

第三十条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

第三十一条 第二項第一号の登録をしたとき。

第三十二条 第二項第一号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

第三十三条 前項の規定により国土交通大臣が水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つてはいた水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三十四条 (水先免許更新講習の登録)

(水先免許更新講習の登録)

第三十五条 第十条第三項の登録は、水先免許更新講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第三十六条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に関する必要な手続

は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免許更新講習が行われるものであること。

二 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

三 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

四 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

五 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

六 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

七 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

八 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

九 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十一 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十二 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十三 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十四 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十五 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十六 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十七 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十八 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

十九 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十一 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十二 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十三 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十四 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十五 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十六 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十七 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二十八 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材操船シミュレータ

二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項の登録を取り消さ

れ、その取消しの日から二年を経過しない者における同一の登録を定める。

三 法人であつて、登録水先免許更新講習の実

施に関する事務（以下「登録水先免許更新講

習事務」という。）を行う役員のうちに前二

号のいずれかに該当する者があるものにあつて

更新講習を行われるものであること。

四 登録水先免許更新講習を行う事務所の

登録簿に次に掲げる事項を記載してするもの

とする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録水先免許更新講習を行う者（以下「登

録水先免許更新講習実施機関」という。）の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名

三 登録水先免許更新講習における第四条第二

項各号に掲げる資格及び水先区に応じて国土

交通省令で定める課程の区分

四 登録水先免許更新講習事務を行う事務所の

所在地

五 前号に掲げるもののほか、国土交通省令

で定める事項

六 登録の更新

七 第十条第三項の登録は、三年を下ら

ない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

八 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

九 (準用)

第十条第三項の登録を取り消す

二 日本国の港と外国の港との間における航海に從事する総トン数三百トン以上の日本船舶

三 前号に掲げるもののほか、総トン数千トン以上の日本船舶

(水先人の員数)

第三十四条 各水先区の水先人の最低の員数は、国土交通省令で定める。

第三十五条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶

その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項

において同じ。）の船長は、水先区のうち政令

で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、第四条の定めるところにより当該

船舶について水先をすることができる水先人を乗組ませなければならない。ただし、日本船

舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ（定期借船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は水域において国土交通省令で定める回数以上航海に従事し

たと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

二 同じ。が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

三 前号に掲げるもののほか、総トン数千トン以上の日本船舶

四 前項の政令で定める港又は水域において、同項の範囲内において、当該港又は水域における自然的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して、政令で、同項本文の水先人を乗組ませなければならない船舶を別に定めることができる。この場合において、同項本文の規定は、当該港又は水域においては、当該政令で定める船舶以外の船舶については、適用しない。

五 國土交通大臣は、水先区のうち工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没その他の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある港又は水域について、当該港又は水域における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示により、水先人を乗組ませなければならぬ船舶（海上保安庁の船舶及び前条第一項の国土交通省令で定める船舶を除く。）、港又は水域及び期間を定めることができる。

六 前項の規定により告示された船舶の船長は、当該告示に係る港又は水域において、当該告示

に係る期間内にその船舶を運航するときは、第四条の定めるところにより当該船舶について水先をすることができる水先人を乗り込ませなければならない。
(水先の制限)
2 第四条の定めるところにより水先をすることができる水先人でない者は、水先をしてはならない。
2 水先人の業務の停止の处分を受けている水先人は、水先をしてはならない。
第三十八条 船長は、第四条の定めるところにより水先をすることができる水先人でない者に水先をさせはならない。

2 (水先業務用施設の確保)
第三十九条 水先人は、水先船その他の水先業務に必要な施設であつて国土交通省令で定めるもの（以下「水先業務用施設」という。）を確保しておかなければならない。
第四十条 水先人は、船長から水先人を求める旨の通報を受けたときは、正当な事由がある場合のほか、その求めに応じ、その船舶に赴かなければならぬ。
第四十一条 船長は、水先人が船舶に赴いたときは、正当な事由がある場合のほか、水先人に水先をさせなければならない。
2 前項の規定は、水先人に水先をさせている場合において、船舶の安全な運航を期するための船長の責任を解除し、又はその権限を侵すものと解釈してはならない。
第四十二条 水先人は、船舶に赴いた場合において水先を求められたときは、正当な事由がある場合のほか、その求めに応じ、かつ、誠実に水先をしなければならない。（乗下船の安定措置）
第四十三条 船長は、水先人が安全に乗下船できるように、適切な方法を講じなければならない。（水先人の連行）
第四十四条 船長は、正当な事由がある場合のほか、水先人を水先区外に伴つてはならない。（水先人の帶同）
第四十五条 水先人は、水先修業生一人を水先をすべき船舶に伴うことができる。
2 水先人は、水先修業生二人以上を水先を得き船舶に伴おうとするときは、船長の承諾を得なければならない。

2 (水先料の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しておかなければならぬ。)
第三十九条 水先人は、水先料を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しておかなければならぬ。
第四十条 水先人は、第二項の認可を受けた水先料の上限の範囲内で水先料を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
第四十一条 水先人は、第二項の認可を受けた水先料の一特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをされなければならない。
2 他の水先人との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。
6 水先人は、第四項の規定により届け出た水先料について、その事務所において利用者に見やすいように掲示しておくとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。（水先約款）
第四十七条 水先人は、水先約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これに変更しようとするときも、同様とする。

2 (日本水先人会連合会の登記)
第三十九条 水先人は、水先約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これに変更しようとするときも、同様とする。
2 日本水先人会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
3 水先人会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
4 水先人会は、日本水先人会連合会の会員となる。（日本水先人会連合会の会則）
第五十六条 水先人会は、日本水先人会連合会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則に規定する限り、登記をしなければならない。
2 日本水先人会連合会は、水先人会の会員の地位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行ふことを目的とする。（会則遵守の義務）
第五十七条 水先人及び水先人会は、日本水先人会連合会の会則を守らなければならない。

(水先人会に関する規定の準用)

第五十八条 第四十八条第四項、第四十九条第三項、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定は、日本水先人会連合会について準用する。

第五章 監督

(免許の取消し等)

人に對し、あらかじめ期日及び場所を通知してその意見を聽取しなければならない。当該水先人は意見の聽取に際しては、証拠を提出することができる。

第六十八条 水先人会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反すると思料するときは、その旨を、国土交通大臣に報告しなければならない。

第七十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第三十五条第一項又は第三十六条第二項の規定に違反して、水先人を乗り込ませなかつた者

三 第三十七条又は第三十八条の規定に違反した者

(報告及び検査)

第六十九条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、水先人、水先人会若しくは日本水先人会連合会に対してその業務に関する報告をさせ、又はその職員に水先人、水先人会若しくは日本水先人会連合会の事務所その他の事業場若しくは水先船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告及び検査)

3 当該水先人は、意見の聽取があつた時から意見の聽取が終結する時までの間、國土交通大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該処分の原因となる事實を証する資料の閲覧を求めることができる。

この場合において、國土交通大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

(報告及び検査)

4 前二項に定めるもののほか、交通政策審議会が行う意見の聽取に關し必要な事項は、國土交通省令で定める。

(行政手続法の適用除外)

第六十三条 第五十九条から第六十一条までの規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(水先人会又は日本水先人会連合会に対する勧告)

第六十四条 國土交通大臣は、水先人会又は日本水先人会連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、水先人会又は日本水先人会連合会に対し、その行う業務について勧告することができる。

(届出)

第六十五条 水先人は、その業務を行うに当たり水先人をすべき船舶について海難審判法(昭和二十二年法律第二百三十五号)による海難が発生したときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所(以下「地方運輸局等」という。)に届け出なければならない。

第六十六条 水先人は、本区において次の事項を認めたときは、直ちに、その状況を最寄りの地方運輸局等に届け出なければならない。

一 航路又は航路標識に異変があること。

二 航路の障害となるべき物があること。

三 その他航行上危険のある事実があること。

(業務改善の命令)

第六十七条 國土交通大臣は、水先人がその業務を行つて当たり利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該水先人に対し、水先業務用施設の改善その他水先業務の円滑化遂行を確保するため必要な事項を命ずることができること。

(交通政策審議会への諮問等)

第六十八条 國土交通大臣は、前三条の規定による処分をしようとするときは、交通政策審議会の意見を聽かなければならない。

2 交通政策審議会は、前項の規定による意見を決定しようとするときは、当該処分に係る水先

(業務改善の命令)

第六十九条 國土交通大臣は、水先人が次の各号のいづれかに該当するときは、水先人の免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができない。

一 その他の他の法令の規定に違反したとき。

二 水先人がその業務を行うに当たり、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき又は非行があつたとき。

三 水先人の免許を取り消し、又は二年以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

(業務改善の命令)

第七十条 國土交通大臣は、水先人の免許を取り消す場合に於ける届出の方法は、前項の規定による届出の方法と同一である。

第七十一条 水先人の養成若しくは水先免許更新講習(國土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者、水先人試験若しくは第十条第四項(第十二条において準用する場合を含む。)の試験を受ける者、水先人の免許の有効期間の更新を申請する者又は第十三条第一項若しくは第二項の身体検査を受ける者は、実費を勘定して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(職權の委任)

第七十二条 この法律の規定により國土交通大臣の職權に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に行わせることができる。

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、國土交通省令で定める。

(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十五条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備

えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者三、第二十六条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者四、第四十四条の規定に違反した者五、第四十五条第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同条第二項の規定に違反して水先修業生を伴つた者六、第六十六条又は第六十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者第七十九条 水先人会又は日本水先人会連合会が第五十条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して、登記をすることを怠つたときは、その水先人会又は日本水先人会連合会の代表者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条 第二十一一条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十一条第二項各号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。	第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十五条第一号、第七十六条第一号若しくは第二号、第七十七条第四号又は第七十八条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
附 則 抄 1 この法律施行の期日は、公布の日から三箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。	附 則 抄 2 「旧法」ということは、廃止する。
附 則 抄 3 左表上段に掲げる旧法の規定による水先区についての水先免状を受有する者は、この法律（第五章の規定を除く。）施行の日において、それぞれ同表下段相当欄に掲げるこの法律の規定による水先区について水先人の免許を受けたものとみなす。	

附 則 抄 1 この法律施行の期日は、昭和二十七年七月三一日法律第二号（昭和二十七年七月三一日法律第二号）抄	附 則 抄 2 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
附 則 抄 3 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。	附 則 抄 4 この法律は、昭和二十九年六月一日法律第九二号（昭和二十九年六月一日法律第九二号）抄
附 則 抄 5 この法律（第五章の規定を除く。）施行前に旧法又は海難審判法の規定によつてした水先免状の行使の禁止又は停止の処分は、それぞれこの法律の規定によつてした水先人の免許の取消又は停止の処分とみなす。	附 則 抄 6 この法律の施行前にした改正前の水先法（以下「旧法」という。）第三条の規定による水先人の免許は、改正後の水先法（以下「新法」という。）の規定に基づいてしたものとみなす。
附 則 抄 7 この法律は、昭和二十五年五月二三日法律第一号（昭和二十五年五月二三日法律第一号）抄	附 則 抄 8 この法律は、昭和二十五年三月二二日法律第一号（昭和二十五年三月二二日法律第一号）抄
附 則 抄 9 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。	附 則 抄 10 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 抄 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	附 則 抄 2 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。
附 則 抄 3 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	附 則 抄 4 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。
附 則 抄 5 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。	附 則 抄 6 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。
附 則 抄 7 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。	附 則 抄 8 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。
附 則 抄 9 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。	附 則 抄 10 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。

附 則 抄 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	附 則 抄 2 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。
附 則 抄 3 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	附 則 抄 4 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。
附 則 抄 5 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	附 則 抄 6 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。
附 則 抄 7 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	附 則 抄 8 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。
附 則 抄 9 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	附 則 抄 10 この法律は、昭和二十六年五月一日から施行する。

第十四条 水先区を同一にする水先人は、この法律の施行前において、新法第二十二条の三及び第二十二条の四の規定により、会則を定めて

第十五条 この法律の施行前にこの法律による改正に係る國の機関に対する申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」といふ。）は、政令で定めるところにより、この

法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国機関に対した申請等とみなす。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改定後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和五九年五月八日法律第二十五条）

（施行期日）抄
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）
第一条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対しても申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対しても申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対しても申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対しても申請等とみなす。

附 則（昭和六年一二月四日法律第九号）抄
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとする事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。

（諧問等がされた不利益処分に関する経過措置）
第一条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に對し行政手続法第十三条（諧問等がされた不利益処分に関する経過措置）の規定する諧問又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諧問その他の求めがされた場合においては、当該諧問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた諒聞（諒問若しくは諒聞会（不利益処分に係るもの）を除く。）又はこれらのために手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

し、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定められる日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（罰則の一部改正に伴う経過措置）
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

（水先法の一一部改正に伴う経過措置）
第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）を受けたものとみなす。

（第六条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水先法（以下「旧水先法」という。）第三条の規定による水先人の免許（以下「旧免許」という。）を受けている者は、一部施行日に、第三条の規定による改正後の水先法（以下「新水先法」という。）第四条第二項第一号に掲げる一級水先人の資格についての水先人の免許（以下「一級水先人免許」という。）を受けるものとみなす。

（水先法の一部改正に伴う経過措置）
第六条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水先法（以下「旧水先法」という。）第三条の規定による水先人の免許（以下「旧免許」という。）を受けている者は、一部施行日に、第三条の規定による改正後の水先法（以下「新水先法」という。）第四条第二項第一号に掲げる一級水先人の資格についての水先人の免許（以下「一級水先人免許」という。）を受けるものとみなす。

（第六条 第十条第一項の規定にかかるわらず、その者に係る旧免許について、旧水先法第八条第一項の規定により更新を受けたものとみなされる者に係る一級水先人免許の有効期間は、新水先法第十一条第一項の規定にかかるわらず、その者に係る旧免許について、旧水先法第八条第一項の規定により更新を受けたものとみなされる者に係る一級水先人免許の有効期間は、新水先法第十三条第一項の登録を受けようとする者は、一部施行日前においても、その申請を行つことができることとされる日の前日までとする。

（第七条 新水先法第五条第一項第二号又は第十二条第一項の規定にかかるわらず、その者に係る旧免許について、旧水先法第八条第一項の規定により更新を受けたものとみなされる者に係る一級水先人免許の有効期間は、新水先法第三十条第一項の規定にかかるわらず、その者に係る旧免許について、旧水先法第八条第一項の規定により更新を受けたものとみなされる者に係る一級水先人免許の有効期間は、新水先法第十九条第一項（新水先法第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による登録水先人養成事務規程その他の規程の届出についても、同様とする。

（第八条 新水先法第六条第二号の規定は、一部施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者について適用し、一部施行日前に禁錮以上の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格条項については、なお従前の例による。

（施行期日）抄
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港湾法第五十条の二及び第五十五条の七第二項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十三条、第十四条第一項、第十五回及び第二十二条の規定（平成十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか逕日）

（施行期日）抄
第一条 この法律は、平成十八年六月七日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（第八条 新水先法第六条第二号の規定は、一部施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者について適用し、一部施行日前に禁錮以上の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格条項については、なお従前の例による。

（第八条 新水先法第六条第二号の規定は、一部施行日以後に船長又は航海士の職務につき業務の停止の処分を命ぜられた者について適用する。

（新水先法第六条第五号の規定のうち航海士の職務につき三回以上業務の停止を命ぜられた者

（施行期日）抄
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

（施行期日）抄
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（施行期日）抄
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（施行期日）抄
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から

に係る部分は、一部施行日以後に航海士の職務につき三回以上業務の停止の処分を命ぜられた者について適用する。

第九条 附則第六条の規定により一級水先人免許を受けたものとみなされた者は、一部施行日から一年間は、新水先法第四十六条第二項の認可を受けず、又は同条第四項の規定による届出をしないで、旧水先法第二十二条第二項の規定による水先料の額と同一の額の水先料を請求することができる。この場合においては、当該一級水先人免許を受けたものとみなされた者は、新水先法第四十六条第二項の認可を受け、及び同条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

第十一条 一部施行日に、旧水先法による水先人会（以下「旧水先人会」という。）は、新水先法による法人たる水先人会（以下「新水先人会」という。）となり、旧水先人会の役員は、退任するものとする。

2 旧水先人会は、一部施行日前に、あらかじめ、その会則を新水先法の規定に適合するよう変更するため必要な措置をとり、かつ、新水先人会の役員となるべき者を選任しておかなければならぬ。

第十二条 全国の新水先人会は、一部施行日後三ヶ月以内に、新水先法第五十五条の規定による日本水先人会連合会を設立しなければならない。

第十三条 附則第六条から前条までに規定するもののか、一部施行日前に旧水先法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新水先法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合における附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二日法律第六〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二十一年十月一日から施行する。）

この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二十五年一月二二日法律第九六号）抄

（施行期日） この法律は、平成二十五年一月二二日から施行する。

附 則（平成二五年一月二二日法律第七四号）抄

（施行期日） この法律は、平成二十五年一月二二日から施行する。

附 則（平成三十一年五月二十五日法律第二九号）抄

（施行期日） この法律は、平成三十一年五月二十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日） この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。